

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準

(平成三十一年金融庁告示第十一号)

目次

- 第一章 定義（第一条）
- 第二章 連結レバレッジ比率（第二条―第四条）
- 第三章 単体レバレッジ比率（第五条）
- 第四章 エクスポージャーの額（第六条―第十条）
- 附則

第一章 定義

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 派生商品取引 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第七十九条第一項に規定する派生商品取引をいう。
- 二 長期決済期間取引 自己資本比率告示第七十九条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。
- 三 子法人等 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。
- 四 デリバティブ取引等 派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。
- 五 クレジット・デリバティブ等 自己資本比率告示第一条第十七号に規定するクレジット・デリバティブその他これに類する取引をいう。
- 六 信用事由 自己資本比率告示第七十九条の四第三項第一号ロの表（注1）に規定する信用事由をいう。
- 七 連結子法人等 銀行の子法人等であって、次条第一項に規定する連結レバレッジ比

- 率の算出に当たり、第三条に定めるところにより連結の範囲に含まれるものをいう。
- 八 子会社 銀行法（以下「法」という。）第二条第八項に規定する子会社をいう。
- 九 特別目的会社等 自己資本比率告示第六条第三項に規定する特別目的会社等をいう。
- 十 総株主等の議決権 自己資本比率告示第二条に規定する総株主等の議決権をいう。
- 十一 資産譲渡型証券化取引 自己資本比率告示第一条第六十七号に規定する資産譲渡型証券化取引をいう。
- 十二 オリジネーター 自己資本比率告示第一条第六十八号に規定するオリジネーターをいう。
- 十三 証券化エクスポージャー 自己資本比率告示第一条第十六号に規定する証券化エクスポージャーをいう。
- 十四 レポ取引等 自己資本比率告示第一条第十一号に規定するレポ形式の取引又は信用取引その他これに類する海外の取引をいう。
- 十五 直接清算参加者 自己資本比率告示第一条第三十七号の四に規定する直接清算参加者をいう。
- 十六 間接清算参加者 自己資本比率告示第一条第三十七号の五に規定する間接清算参加者をいう。
- 十七 中央清算機関 自己資本比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。
- 十八 適格中央清算機関 自己資本比率告示第一条第七号の三に規定する適格中央清算機関をいう。
- 十九 標準的手法 自己資本比率告示第一条第八号に規定する標準的手法をいう。
- 二十 トレード・エクスポージャー 自己資本比率告示第一条第三十七号の三に規定するトレード・エクスポージャーをいう。
- 二十一 清算取次ぎ等 自己資本比率告示第四十八条第二項に規定する清算取次ぎ等をいう。
- 二十二 適格格付機関 自己資本比率告示第一条第十四号に規定する適格格付機関をいう。
- 二十三 リスク・ウェイト 自己資本比率告示第六章第二節に規定する標準的手法におけるリスク・ウェイトをいう。
- 二十四 参照債務 クレジット・デリバティブ等における信用事由の対象となる債務を

いう。

二十五 参照組織 クレジット・デリバティブ等における信用事由の対象となる組織をいう。

二十六 包括的手法 自己資本比率告示第六章第五節第三款に規定する計算手法をいう。

二十七 適格金融資産担保 自己資本比率告示第一条第二十一号に規定する適格金融資産担保をいう。

二十八 コミットメント スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。

二十九 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務 自己資本比率告示第七十八条第一項の表二十の項に規定する短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務をいう。

三十 特定の取引に係る偶発債務 自己資本比率告示第七十八条第一項の表五十の項に規定する特定の取引に係る偶発債務をいう。

三十一 短期証券引受契約 一定期間、一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で売付けできない場合には銀行又は連結子法人等が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り、金銭の貸付け等を行うことを約する取引に係る契約をいう。

三十二 信用供与に直接的に代替する偶発債務 自己資本比率告示第七十八条第一項の表百の項に規定する信用供与に直接的に代替する偶発債務をいう。

三十三 買戻条件付の資産売却 自己資本比率告示第七十八条第二項の表に規定する買戻条件付の資産売却をいう。

三十四 求償権付の資産売却 自己資本比率告示第七十八条第二項の表に規定する求償権付の資産売却をいう。

三十五 先物資産購入 自己資本比率告示第七十八条第二項の表に規定する先物資産購入をいう。

三十六 先渡預金 自己資本比率告示第七十八条第二項の表に規定する先渡預金をいう。

三十七 部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入 自己資本比率告示第七十八条第二項の表に規定する部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入をいう。

三十八 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 自己資本比率告示第一条第七十七号に規定する適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスをいう。

第二章 連結レバレッジ比率

(連結レバレッジ比率の計算方法)

第二条 国際統一基準（自己資本比率告示第二条に規定する国際統一基準をいう。第五条第一項において同じ。）のうち連結自己資本比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の補完的指標として定める基準（以下「連結レバレッジ比率」という。）であって、銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三パーセント以上とする。ただし、第七条第六項の規定の適用があるときは、三・一五パーセント以上とする。

連結レバレッジ比率＝資本の額／総エクスポージャーの額

- 2 自己資本比率告示第二条の二第五項第一号に規定する金融庁長官が別に指定する銀行及びその子会社等において、前項に定める最低基準以外の基準は、連結レバレッジ・バッファー比率（連結レバレッジ比率から三パーセント（同項ただし書に規定するときにあつては、三・一五パーセント）を控除して得た比率をいう。）について、同号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率以上とする。ただし、同項ただし書に規定するときは、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率以上とする。

(連結の範囲)

第三条 連結レバレッジ比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第五条第二項において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十六号又は第十七号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（次項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。

- 2 特例企業会計基準等適用人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用人等をいう。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結レバレッジ比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。

- 3 前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社及びこれらの子法人等を子法人等としている場合における当該子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。
- 4 自己資本比率告示第九条の規定は、連結レバレッジ比率の算出について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項」とあるのは「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）第二条第一項」と、「次項及び第三十二条」とあるのは「次項」と、「連結自己資本比率」とあるのは「連結レバレッジ比率（同条第一項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「連結自己資本比率」とあるのは「連結レバレッジ比率」と読み替えるものとする。

（資本の額）

第四条 第二条第一項の算式において、資本の額は、自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定するTier 1 資本の額とする。

第三章 単体レバレッジ比率

第五条 前章（第三条を除く。）及び次章の規定は、国際統一基準のうち単体自己資本比率（自己資本比率告示第十四条に規定する単体自己資本比率をいう。）の補完的指標として定める基準（次項において「単体レバレッジ比率」という。）について準用する。この場合において、これらの規定（第七条第一項第一号を除く。）中「連結レバレッジ比率」とあるのは「単体レバレッジ比率」と、「銀行又は連結子法人等」とあるのは「銀行」と、「連結貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、第二条第一項中「連結自己資本比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率）」とあるのは「単体自己資本比率（自己資本比率告示第十四条に規定する単体自己資本比率）」と、「銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）」とあるのは「銀行」と、同条第二項中「第二条の二第五項第一号」とあるのは「第十四条の二第五項第一号」と、「銀行及びその子会社等」とあるのは「銀行」と、「連結レバレッジ・バ

「バッファ比率」とあるのは「単体レバレッジ・バッファ比率」と、前条及び第八条第十項中「第二条第二号」とあるのは「第十四条第二号」と、同号中「連結貸借対照表（第三条の規定による連結の範囲において作成した連結貸借対照表をいう。以下同じ。）」とあるのは「貸借対照表」と、第七条第一項第四号中「第五条第二項第一号ニ」とあるのは「第十七条第二項第一号ニ」と、同項第五号中「第八条第四項第一号」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、「同条第六項第一号」とあるのは「同条第三項第一号」と、「退職給付に係る資産」とあるのは「前払年金費用」と、「第五条第二項」とあるのは「第十七条第二項」と、「第六条第二項」とあるのは「第十八条第二項」と、同条第三項中「連結計算書類」とあるのは「計算書類」と、同項第一号中「連結損益計算書（第三条の規定による連結の範囲において作成した連結損益計算書をいう。）」とあるのは「損益計算書」と読み替えるものとする。

- 2 単体レバレッジ比率は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定により作成した財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、銀行が特別目的会社等（銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。）を有する場合には、当該特別目的会社等のみを連結の範囲に含めたと仮定した場合の連結財務諸表規則の規定による当該銀行の連結財務諸表に基づき算出するものとする。

第四章 エクスポージャーの額

（総エクスポージャーの額）

第六条 第二条第一項の算式において、総エクスポージャーの額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 オン・バランス資産の額
- 二 デリバティブ取引等に関する額
- 三 レポ取引等に関する額
- 四 オフ・バランス取引に関する額

（オン・バランス資産の額）

第七条 前条第一号に掲げる額は、個別項目調整前のオン・バランス資産の額に第一号に掲げる額を加えた額から第二号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額とする。

- 一 デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額と当該デリバティブ取引等により生ずる債務の額とを相殺した後の額の合計額が連結貸借対照表（第三条の規定による連結の範囲において作成した連結貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上されている場合におけるその相殺した額
 - 二 デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（次条第三項第一号に規定するCVMpに該当するものに限る。次項第二号において同じ。）
 - 三 連結貸借対照表に計上されているレポ取引等により受領した証券の額
 - 四 自己資本比率告示第五条第二項第一号ニに掲げる額
 - 五 自己保有資本調達手段（自己資本比率告示第八条第四項第一号に規定する自己保有資本調達手段をいう。）、対象資本等調達手段（同条第六項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。）、無形固定資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第五条第二項に規定する普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額をいう。）から同項第七号に掲げる額を控除した額及びその他Tier 1 資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第六条第二項に規定するその他Tier 1 資本に係る調整項目の額をいう。）から同項第五号に掲げる額を控除した額の合計額
- 2 前項の個別項目調整前のオン・バランス資産の額は、連結貸借対照表の総資産の額から次に掲げる額の合計額を控除した額とする。
- 一 支払承諾見返勘定の額
 - 二 連結貸借対照表に計上されているデリバティブ取引等に関連する資産の額（連結貸借対照表に計上されているデリバティブ取引等により生ずる債権額をいい、連結貸借対照表に計上されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額及びデリバティブ取引等により生ずる未収利息の額を除く。）
 - 三 連結貸借対照表に計上されているレポ取引等に関連する資産の額（レポ取引等により生ずる資産のうち、現金の受取債権の額をいい、レポ取引等により生ずる未収利息の額を除く。）
- 3 前項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額を算出する場合において、有価証券の売買契約について当該売買契約の約定時に当該有価証券の発生又は消滅を認識する会計方針（連結計算書類の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続をいう。第十条第二項において同じ。）を採用するときは、有価証券の売却に係る未収金の額と有価証券の購入に係る未払金の額とを相殺した後の額の合計額が連結貸借対照

表に計上されているかどうかにかかわらず、これらを相殺する前の当該未収金の額を当該個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入するものとする。ただし、採用する企業会計の基準で認められているかどうかにかかわらず、次に掲げる条件の全てを満たすときは、当該未収金の額と当該未払金の額とを相殺した後の当該未収金の額を当該個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入するものとするができる。

一 当該未収金及び当該未払金に係る有価証券が、それぞれ公正価値評価され評価差額が連結損益計算書（第三条の規定による連結の範囲において作成した連結損益計算書をいう。）に計上されており、かつ、トレーディング勘定に分類されていること。

二 当該売買契約に係る有価証券の代金の支払及び対価の受渡しはDVP決済（有価証券と資金を同時に決済すること（レポ取引等に係るものを除く。）をいう。）とされていること。

4 第二項の規定により個別項目調整前のオン・バランス資産の額を算出する場合には、キャッシュ・プーリング契約（銀行又は連結子法人等が顧客との契約により資金及び流動性の管理の目的に資するため、当該顧客に関連する複数の口座（以下この項において「参加顧客口座」という。）の残高を単一の口座に集約する契約をいう。）に基づく資金の移動については、連結貸借対照表に計上されている参加顧客口座の残高にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める取扱いとする。

一 銀行又は連結子法人等が、参加顧客口座の残高を単一の口座に集約する資金の移動を少なくとも日次で行い、かつ、資金の移動をした後、参加顧客口座の残高に対して個別に責任を負わない場合 集約後の単一の口座の残高を個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入するものとする。

二 前号に掲げる場合以外の場合において、次に掲げる条件の全てを満たすとき 集約後の単一の口座の残高を個別項目調整前のオン・バランス資産の額に算入することができる。

イ 銀行又は連結子法人等が、単一の口座に参加顧客口座の全ての残高を集約することができること。

ロ 銀行又は連結子法人等が、参加顧客口座の残高に対して個別に責任を負わないよう、参加顧客口座の残高を単一の口座に集約する資金の移動を行う権利を有し、当該権利をいつでも行使することができること。

ハ 参加顧客口座の残高を単一の口座に集約する資金の移動が十分な頻度で行われていること。

ニ 参加顧客口座の残高の間にマチュリティ・ミスマッチがないこと、又は当該残高に係る全ての取引が要求払預金若しくはオーバーナイト預金であること。

ホ 銀行又は連結子法人等が、集約後の単一の口座の残高に基づいて利息を支払い、又は手数料を受領していること。

5 銀行又は連結子法人等が資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係るエクスポージャーの額を前条第一号に掲げる額に算入するものとする。

6 日本銀行に対する預け金の額は、例外的なマクロ経済環境その他の事情を勘案して別に定めるところにより、前条第一号に掲げる額に算入しないものとする。

(デリバティブ取引等に関する額)

第八条 第六条第二号に掲げる額は、次に掲げる合計額（自己の名をもって他人の計算において行うデリバティブ取引等に関連する額を除く。）の合計額とする。ただし、第三号に規定する想定元本の額にあつては、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等に係るものに限る。

一 RC（再構築コストをいう。）の額にそれぞれ一・四を乗じて得た額の合計額

二 PFE（将来の潜在的なエクスポージャー額をいう。）の額にそれぞれ一・四を乗じて得た額の合計額

三 想定元本の額（デリバティブ取引等の経済効果を反映した額をいう。以下同じ。）の合計額

2 前項第一号のRCの額及び同項第二号のPFEの額は、ネットティング・セット（法的に有効な相対ネットティング契約（当事者の一方に当該相対ネットティング契約の対象となる一以上のデリバティブ取引等を終了させることができる事由が発生した場合において、他方の当事者が当該相対ネットティング契約の対象となる全てのデリバティブ取引等を適時に終了させた上で一の債権又は債務とすることができる契約（ワーク・アウェイ条項（デリバティブ取引等が一の債権となった後の額が正となった場合であっても、当事者の一方が支払額の全部又は一部を支払わないことを許容する条項をいう。）を含むものを除く。）であつて、当該相対ネットティング契約の対象となる全てのデリバティブ取引等が行われる国及び地域で法的に有効なものをいう。第四項第四号において同じ。）に基づく取引にあつては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあつては個別取引を

いう。次項第一号及び第八項において同じ。) ごとに算出する。

3 第一項第一号のRCの額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 次の算式を用いて算出した額

$$RC = \max \{ V - CVM_r + CVM_p, 0 \}$$

Vは、ネットティング・セットに含まれる取引の時価の合計額

CVM_rは、デリバティブ取引等に関連して現金で受領した変動証拠金の対価の額

CVM_pは、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額

二 銀行又は連結子法人等が直接清算参加者として間接清算参加者及び中央清算機関の双方と取引を行う場合 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーの区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 中央清算機関向けエクスポージャー 前号の算式を用いて算出した額。ただし、銀行又は連結子法人等が間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合には、零とすることができる。

ロ 間接清算参加者向けエクスポージャー 自己資本比率告示第七十九条の二第二項から第五項までの規定により算出した額

三 銀行又は連結子法人等が直接清算参加者として間接清算参加者と中央清算機関との間で締結されるトレード・エクスポージャーに係る取引に関与する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 銀行又は連結子法人等が中央清算機関に間接清算参加者の債務履行を保証している場合 間接清算参加者向けエクスポージャーについて第一号の算式を用いて算出した額

ロ イに掲げる場合以外の場合 零

4 前項第一号のCVM_r及びCVM_pは、次に掲げる要件の全てを満たすデリバティブ取引等に関連するものに限る。

一 銀行又は連結子法人等が現金で受領し、又は差し入れた変動証拠金が分別管理されていないこと。

二 デリバティブ取引等について銀行又は連結子法人等が営業日ごとに時価評価を行っており、受領し、又は差し入れた変動証拠金の額が当該時価評価により得られた額以上であること。

三 銀行又は連結子法人等が変動証拠金として受領し、又は差し入れた現金がデリバテ

イブ取引等に係る契約において定められている通貨と同一であること。

四 デリバティブ取引等と変動証拠金が同一である法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるものであること。

5 第三項第二号ロに定める額を算出する場合には、自己資本比率告示第七十九条の二第二項第一号に規定するC及び同項第二号に規定するNICAに含まれる銀行又は連結子法人等が受領した当初証拠金については、適切に分別管理されているものに限り勘案することができる。

6 第一項第二号のPFEの額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 次の算式を用いて算出した額

$$PFE = \text{multiplier} \times \text{AddOn}_{\text{aggregate}}$$

$$\text{multiplier} = 1$$

AddOn_{aggregate}は、自己資本比率告示第七十九条の二第六項の算式により算出したAddOn_{aggregate}の額

二 銀行又は連結子法人等が直接清算参加者として間接清算参加者及び中央清算機関の双方と取引を行う場合 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーの区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 中央清算機関向けエクスポージャー 前号の算式を用いて算出した額。ただし、銀行又は連結子法人等が間接清算参加者に適格中央清算機関の債務履行を保証していない場合には、零とすることができる。

ロ 間接清算参加者向けエクスポージャー 自己資本比率告示第七十九条の二第六項から第十五項までの規定により算出した額

三 銀行又は連結子法人等が直接清算参加者として間接清算参加者と中央清算機関との間で締結されるトレード・エクスポージャーに係る取引に関与する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 銀行又は連結子法人等が中央清算機関に間接清算参加者の債務履行を保証している場合 間接清算参加者向けエクスポージャーについて第一号の算式を用いて算出した額

ロ イに掲げる場合以外の場合 零

7 前項第二号ロに定める額を算出する場合には、自己資本比率告示第七十九条の二第二項第一号に規定するCに含まれる銀行又は連結子法人等が受領した当初証拠金について

は、適切に分別管理されているものに限り勘案することができる。

8 次項の規定を適用して第一項第三号の想定元本の額を算出する場合以外の場合には、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブ等を、同項第二号のPFEの額を算出するためのネットティング・セットから除外することができる。

9 第一項第三号の想定元本の額を算出するに当たっては、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等の想定元本の額から当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等（次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに限る。次項において同じ。）の想定元本の額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を第一項第三号の想定元本の額とすることができる。ただし、当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の参照債務の信用力と当該銀行又は連結子法人等が購入したプロテクションを提供した取引の相手方の信用力との間に高い相関関係がない場合に限る。

一 参照債務が単一の債務である場合 次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等と参照組織が同一であり、かつ、参照債務の優先順位が同一又はそれよりも劣後する債務であること。

ロ 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等と残存期間が同一又はそれよりも長期であること。

二 参照債務が二以上の債務である場合 次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等の参照債務が、購入したクレジット・デリバティブ等の参照債務により完全に保全されていること。

ロ 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等と残存期間が同一又はそれよりも長期であること。

10 前項の規定により想定元本の額を算出する場合において、当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等を時価評価することによって資本の額（自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定するTier 1 資本の額をいう。以下この項において同じ。）が減少しているときは、その減少した額を当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等の想定元本の額から

控除することができる。この場合において、当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等を時価評価することによって資本の額が増加しているときは、その増加した額を当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ等の想定元本の額から控除するものとする。

(レポ取引等に関する額)

第九条 第六条第三号に掲げる額は、次に掲げる合計額（自己の名をもって他人の計算において行うレポ取引等に関連する資産の額を除く。）の合計額とする。

一 レポ取引等における現金の受取債権の額（当該額と現金の支払債務の額とを相殺した後の額の合計額が連結貸借対照表に計上されているかどうかにかかわらず、レポ取引等における現金の受取債権の額とする。次項において同じ。）の合計額

二 レポ取引等の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額の合計額

2 前項第一号のレポ取引等における現金の受取債権の額を算出するに当たっては、同一の相手方とのレポ取引等について、その全てがトレーディング勘定に分類されている取引である場合又はその全てがバンキング勘定に分類されている取引である場合において、当該受取債権が生ずるレポ取引等及び現金の支払債務が生ずるレポ取引等（以下この項において「両取引」という。）に係る当該受取債権及び当該支払債務が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該受取債権の額から当該支払債務の額を控除することにより得られた額を当該受取債権が生ずるレポ取引等における現金の受取債権の額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とすることができる。

一 両取引の最終清算日が同一であること。

二 当該受取債権と当該支払債務との相殺が、両取引が行われる国及び地域で法的に有効であること。

三 銀行又は連結子法人等及び取引の相手方に両取引を純額決済若しくは同時決済とする意図があること、又は両取引が同一の決済の仕組みを通じて実質的に純額決済と同等の結果となるような方法で行われること。

3 前項の規定は、同一の相手方とのレポ取引等にトレーディング勘定に分類されている取引とバンキング勘定に分類されている取引の双方がある場合（これらのレポ取引等が次に掲げる要件の全てを満たす場合に限る。）について準用する。

一 当該レポ取引等の全てについて、銀行又は連結子法人等が営業日ごとに時価評価を

行っていること。

二 当該レポ取引等において用いられている担保が、包括的手法における適格金融資産担保であること。

4 第一項第二号のレポ取引等の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額は、次の算式により得られた額とする。

$$E^* = \max(0, E - C)$$

E^* は、個別のレポ取引等の相手方に対するエクスポージャーの額

E は、個別のレポ取引等において相手方に提供している資産の時価の額

C は、個別のレポ取引等において相手方から受領している資産の時価の額

5 前項の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるレポ取引等について、その全てがトレーディング勘定に分類されている取引である場合又はその全てがバンキング勘定に分類されている取引である場合には、これらのレポ取引等について、次の算式により得られた額をもって第一項第二号のレポ取引等の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額とすることができる。

$$E^* = \max\left(0, \sum_i E_i - \sum_i C_i\right)$$

E^* は、法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案した後のレポ取引等の相手方に対するエクスポージャーの額

E_i は、法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるレポ取引等において相手方に提供している資産の時価の額

C_i は、法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるレポ取引等において相手方から受領している資産の時価の額

6 前二項の規定にかかわらず、同一の相手方とのレポ取引等にトレーディング勘定に分類されている取引とバンキング勘定に分類されている取引の双方がある場合には、これらのレポ取引等が次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、これらのレポ取引等について、前項の算式により得られた額をもって第一項第二号のレポ取引等の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額とすることができる。

一 当該レポ取引等の全てについて、銀行又は連結子法人等が営業日ごとに時価評価を行っていること。

二 当該レポ取引等において用いられている担保が、包括的手法における適格金融資産担保であること。

7 第五項の法的に有効な相対ネットティング契約とは、次に掲げる要件の全てを満たす契約をいう。

一 当事者の一方に当該相対ネットティング契約の対象となる一以上のレポ取引等を終了させることができる事由が発生した場合において、他方の当事者が当該相対ネットティング契約の対象となる全てのレポ取引等を適時に終了させた上で一の債権又は債務とし、かつ、担保を速やかに処分することができる旨の定めがあること。

二 当該相対ネットティング契約の対象となるレポ取引等が行われる国及び地域で法的に有効な契約であること。

(オフ・バランス取引に関する額)

第十条 第六条第四号に掲げる額は、銀行又は連結子法人等が行うオフ・バランス取引に係る次に掲げる合計額の合計額とする。

一 相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額の合計額

二 対象資産に係るエクスポージャーの額の合計額

三 証券化エクスポージャーの額の合計額

2 前項第一号に掲げる合計額は、銀行又は連結子法人等が行うオフ・バランス取引を次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引の区分によって区分し、当該オフ・バランス取引の区分ごとの想定元本の額に当該区分に応ずる同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。

項	オフ・バランス取引の区分 (注)	掛目 (パーセント)
一	任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント（四の項十 のロに規定するものを除く。以下この表において同じ。）又 は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能 なコミットメント	
二	短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務（銀行又は連結子法二十 人等が発行し、又は確認したものに限る。）	
三	コミットメント（一の項に規定するものを除く。）	四十
四	イ 特定の取引に係る偶発債務（二の項に規定するものを除五十 く。） ロ NIF（Note Issuance Facilities）又はRUF（Revolving	

	Underwriting Facilities)	
五	イ 信用供与に直接的に代替する偶発債務（銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ等並びに二の項及び四の項のイに規定するものを除く。） ロ 有価証券の売買契約について当該売買契約の受渡日に当該有価証券の発生又は消滅を認識する会計方針を採用する場合における当該有価証券の購入に係る未払金の額。この場合において、第七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たすときは、当該未払金の額を有価証券の売却に係る未収金の額と相殺した後の額とすることができる。	百
六	一の項から五の項までに規定するもののいずれにも該当しない信用供与に代替するオフ・バランス取引	百

（注） 銀行又は連結子法人等が将来においてオフ・バランス取引の実行を約している場合であって、適用可能な複数の掛目があるときは、当該複数の掛目のうち最も低いものを適用するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たすオフ・バランス取引（同項の表の一の項に規定するものに限る。）については、そのエクスポージャーの額を算出することを要しない。

一 取引の相手方が法人等（自己資本比率告示第六十五条第一項に規定する法人等をいう。）であること。ただし、事業者たる個人が取引の相手方である場合には、当該オフ・バランス取引が事業性のものであるときに限る。

二 取引の契約の締結及び維持に当たって、手数料その他これらに類する経費を受領していないこと。

三 取引の相手方が信用供与枠の引出しをするときは、その都度、当該相手方からの申請が行われること。

四 取引の相手方による信用供与枠の引出しに係る全ての権限を銀行が有していること。

五 取引の相手方による信用供与枠の引出しの承認に当たっては、第三号に規定する申請の都度、当該相手方の信用力の評価を銀行が行っていること。

4 第一項第二号に掲げる合計額は、銀行又は連結子法人等が行う次に掲げるオフ・バラ

ンス取引の対象資産に係る想定元本の額に百パーセントの掛目を乗じて得た額の合計額とする。

一 買戻条件付の資産売却又は求償権付の資産売却（これらの資産売却がレポ取引等又は証券化エクスポージャーに該当する取引である場合を除く。）

二 先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入（これらの取引に係る資産が銀行又は連結子法人等の連結貸借対照表に計上される場合を除く。）

5 第一項第三号に掲げる合計額は、銀行又は連結子法人等が行う次の各号に掲げるオフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャーの区分に応じ、当該証券化エクスポージャーの区分ごとの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。

一 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 十パーセント

二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 百パーセント

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

（資本の額に関する経過措置）

第二条 この告示の適用の日から起算して三年を経過する日までの間は、次に掲げる額については、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）附則第三条第一項（同項の表の適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項から平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項までを除く。）及び第三項に定めるところによる。

一 第四条の規定によるTier 1 資本の額の算定に係る自己資本比率告示第六条第一項に規定するその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額

二 第五条第一項において読み替えて準用する第四条の規定によるTier 1 資本の額の算定に係る自己資本比率告示第十八条第一項に規定するその他Tier 1 資本に係る基礎項目の額

(銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率の廃止)

第三条 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率（平成二十七年金融庁告示第十二号）は、廃止する。

附 則（令和二年六月二九日金融庁告示第三二号） 抄
(適用時期)

第一条 この告示は、令和二年六月三十日から適用する。

改正文（令和三年十一月一〇日金融庁告示第九五号） 抄
令和三年十一月二十二日から適用する。

附 則（令和四年七月一五日金融庁告示第四一号）
(適用時期)

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う銀行に係る連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率の算出については、なお従前の例による。

改正文（令和四年十一月一日金融庁告示第六八号） 抄
令和六年四月一日から適用する。